

●お申込みに際してのご同意・ご了承事項

1. 株式会社伊予銀行（以下「銀行」といいます）および保証委託先「いよぎん保証株式会社または株式会社オリエントコーポレーション」（以下「保証会社という。）に、ローンの借入および保証委託を申し込みます。保証会社の選定については銀行による審査の結果、銀行が任意に行うことに同意します。保証会社による審査の結果、希望の保証が受けられない場合は、前記保証委託先の範囲内で他の保証会社に再度保証を依頼することに同意します。（再度保証依頼を行うか否かは銀行の任意とします。また、再度保証を依頼した場合、「個人情報の収集・利用・提供および登録に関する同意書」に記載の個人信用情報機関の利用および登録も再度行われることとなります。）なお、借入金額その他借入諸条件は規定にもとづくものとし、また保証諸条件は保証会社へ提出する保証委託契約書にもとづくものとし、各々各条項を承認の上、銀行から金銭を借受します。
2. 私および連帯保証人は、ローン契約日および保証委託契約日を銀行がローンの融資を実行した日とすることに同意します。
3. 私および連帯保証人はお申込み内容、お申込人、借入金額、借入元本の内訳以外の各欄について私と銀行が合意した内容を銀行が記入すること（誤記を訂正することを含みます）に同意します。
4. 私および連帯保証人からの元金、利息支払いが延滞した場合には、督促および回収に係る業務を銀行が債権回収会社（サービサー）に対し委託することに同意します。
5. 提出した申込書類等は返却していただくことなく構いません。

●諸費用の自動引落し

この契約に関し、私が負担すべき印紙代等の費用は銀行所定の日、方法により返済用預金口座から通帳および請求書なしで自動的に引落し、または当座貸越残高に組入れることに同意します。

●利息の支払・元利金の支払

1. 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします。
2. 毎月返済部分の利息は（借入金額 × 利率／12）で計算します。ただし、初回返済の利息部分は日割計算とします。
3. 半年毎増額返済の部分の利息は（借入金額 × （利率 × 月数／12））で計算します。
4. 最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回返済額とは異なる場合があります。
5. 半年毎増額返済日には、増額返済額を毎月返済額に加えて返済するものとします。
6. 元利金の返済は、借主名義の預金口座から自動支払の方法によります。

●繰り上げ返済手数料

借主が、規定第2条の一部繰り上げ返済をする場合には、銀行店頭に示された所定の手数料を支払うものとします。

●損害金

元利金の返済が遅れたときは遅延している元利金に対し、お借入要項に記載の損害金利率（1年を365日、閏年の場合は1年を日割で計算する）で計算した損害金を支払うものとします。

●振込が必要な商品の振込について

1. 振込に関しては、普通預金払戻請求書の提出はせず返済用口座より自動的に引落し、振込を行うことに同意いたします。
2. この取扱いによる振込については、領収書が発行されなくても差し支えありません。
3. この取扱いについて仮に紛議が生じても貴行には迷惑をおかけしません。